

開議 午前１０時１０分

○中野委員長 議会運営委員会をこれより開会させていただきたいと思います。

本日は全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１１分

再開 午前１０時１２分

○中野委員長 議会運営委員会を再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の１番目でございます。令和７年第２回臨時会の運営について、（１）市長提出議案についてであります。

それでは、協議事項のア、質疑、討論の有無及び賛否について、まず、議案第１号ないし議案第６号の以上６件につきまして、質疑、討論の有無及び賛否を一覧表に基づき各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思います。

それでは、大会派順に確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての議案につき、質疑、討論なく賛成いたします。

○江川委員（民主連合） 議案第１号に対して質疑があります。全て賛成いたします。討論はございません。

○高花委員（公明党） 全議案、質疑、討論なく賛成いたします。

○石川厚子委員（共産） 全議案賛成いたします。議案第１号と議案第６号について質疑の用意があります。討論はありません。

○塩尻委員（市民連合） 全議案、質疑、討論なく賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 全議案、質疑、討論なく賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員からは全議案、質疑、討論なく賛成とお伺いをしているところでございます。

それでは、質疑があるということでしたので、質疑者の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第１号について確認いたします。

○江川委員（民主連合） 金谷議員でお願いします。

○石川厚子委員（共産） 中村みなこ議員でお願いします。

○中野委員長 それでは次に、議案第６号について質疑があるということでありましたので確認いたします。

○石川厚子委員（共産） 中村みなこ議員でお願いします。

○中野委員長 質疑順については大会派順とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。質疑順については大会派順になるので、金谷議員、中村みなこ議員という順になります。

次に、報告第1号ないし報告第3号の以上3件につきまして、質疑の有無を一覧表に基づき各会派及び無所属に確認させていただきたいと思います。

それでは、大会派順に確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 全ての報告につき、質疑ございません。

○江川委員(民主連合) 質疑ありません。

○高花委員(公明党) 質疑ありません。

○石川厚子委員(共産) 質疑ありません。

○塩尻委員(市民連合) 全て質疑ございません。

○横山委員外議員(無所属) 質疑ありません。

○中野委員長 無所属安田議員からも質疑なしというふうにお聞きをしているところでございます。

報告の件は以上となります。

それでは、(2) 議会提出議案についてでございます。請願・陳情議案の審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の審査結果報告についてであります。御配付しております請願・陳情議案審査結果一覧表のとおり、総務常任委員会で1件結論が出ており、総務常任委員会委員長から議長宛てに審査結果報告書が提出されておりますので、明日の本会議で報告を受けることとなります。

したがって、質疑、討論の有無及び賛否につきまして御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○中野委員長 事務局から説明がございました。

質疑、討論の有無及び原案に対する賛否について、一覧表に基づき各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 質疑、討論なく反対いたします。

○江川委員(民主連合) 質疑、討論ありません。反対いたします。

○高花委員(公明党) 質疑、討論なく、原案に対して反対いたします。

○石川厚子委員(共産) 質疑、討論なく反対いたします。

○塩尻委員(市民連合) 質疑、討論なく反対いたします。

○横山委員外議員(無所属) 質疑、討論なく反対します。

○中野委員長 無所属安田議員からも、質疑、討論なく反対とお聞きしているところであります。

それでは、陳情の関係については以上となります。

(3) 本会議(4月9日)の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 明日、4月9日の本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議事に入ります。まず、会期の決定についてを議題とし、本臨時会の会期を4月9日、1日と決定することとなります。次に、議案第1号を議

題とし、理事者から提案説明があった後、民主・市民連合の金谷議員、日本共産党の中村みなこ議員の順で質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第2号ないし議案第5号の以上4件について順次議題とし、それぞれ理事者から提案説明があった後、いずれも質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第6号を議題とし、理事者から提案説明があった後、日本共産党の中村みなこ議員から質疑があり、討論なく採決に入り、簡易採決となります。次に、報告第1号ないし報告第3号の以上3件を順次議題とし、理事者からそれぞれ提案説明があった後、いずれも質疑なく報告を了することとなります。次に、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題とし、総務常任委員会委員長から陳情第9号の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告どおり不採択とすることについて簡易採決となります。以上で閉会となります。本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ20分程度と思われます。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま事務局から説明がございました。説明のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の2番目、その他でございます。(1)令和7年議会運営の評価につきまして、本日の代表者会議における協議の結果、配付してある案のとおりとすることで全会一致となったところでございます。議員による達成度の一部変更がありましたが、議会としての達成度には影響はなかったことから、配付資料のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように決定し、本委員会終了後、議長に報告することとさせていただきます。評価結果は、本委員会終了後、各議員に配付をさせていただきます。

また、今回の評価結果につきましては、次期の議会運営委員会に申し伝え、必要に応じて取り扱っていただくことによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の(2)議会の改善・要望事項についてでございます。

4月3日の代表者会議での協議をもって、議会の改善・要望事項につきましては協議を終了し、御配付してあります一覧表のとおりとなりましたので、御確認をお願いしたいと思います。

なお、調整の整わなかった項目につきましては、次期の議会運営委員会に申し送らないことによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

(3)一般質問及び大綱質疑の質問順序の「市民の広場」への掲示についてであります。

4月3日の議会運営委員会におきまして提案したこのことにつきまして、今後、質問順序の市民の広場への掲示をしないことで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、平成18年9月6日の議会運営委員会申合せは廃止をすることとさせて

いただきます。

(4) 議場における国旗及び市旗の掲揚についてであります。

このことにつきまして、議長から発言の申出がありますので、これを受けることとさせていただきます。

○福居議長 令和6年第3回定例会において、陳情第2号、旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについてが採択となったことから、令和6年12月5日から令和7年2月21日まで、各派会長会議を計9回開催し、議場における国旗及び市旗の掲揚について協議したが、全会派一致とはなりませんでした。

しかしながら、陳情第2号を採択したことに鑑み、本市議会として、当該陳情の願意の実現を図る道義的義務もあることから、議長において、明日の本会議から、議場における国旗及び市旗の掲揚について実施することとしました。

以上、報告いたします。（「委員長」と言う者あり）

○中野委員長 石川厚子委員。

○石川厚子委員（共産） ただいま、議長から国旗を掲揚する旨の報告がありました。

国旗掲揚につきましては、各派会長会議で議論がありましたが、一致しなかったということでした。陳情第2号の採択によって道義的な義務もあるとのことですが、これまでも、陳情が採択されても同時にその内容が実現しないことも多々あったかと思います。

今回、なぜ議長は国旗掲揚を実施しようとするのか、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○中野委員長 ただいまのは議長に対する質問だと受け止めましたので、議長のほうから答弁お願いできますでしょうか。

○福居議長 会長会議で一致をしなかったということでございますけども、過去にも、協議が整わなかった事案として、一つ一つは拾ってはございませんが、議会における期末手当の改定や人事案件、功労者表彰の推薦などにおいてそういった事例があったと承知しているところでございます。

そしてまた、9回の会長会議において、検討期間を十分確保することはもちろん、様々な質問や意見、調査要望等にも丁重に対応しながら、調整を進めてきたところでございます。会議の中でも、他都市における国旗掲揚の状況を調べてはどうかという意見もあり、中核市や道内市に対しても詳細な調査を実施し、実情把握を行ってきた現状がございます。

各派会長会議の協議を終了したというのは、そうした幾度にもおける協議によって意見の一致を見ることができなかったことであり、会議主宰者としてできる限りの努力と配慮を講じてきたところではありますが、このたび、議場において国旗を掲揚するという形にさせていただきました。

○石川厚子委員（共産） 国旗掲揚につきましては、陳情の採択はあるといたしましても、市民の中でも、議会の中でも賛否が拮抗している課題であります。旭川市議会の長年の現状を変えることにも慎重な判断が必要と思われます。

議長はあくまでも議会全体の意思を尊重し、代表すべき立場です。各派会長会議で一致しないものを、議長の判断で強行すべきではないと考えます。私ども会派といたしましては、議場に国旗は掲揚すべきではない、今からでも中止すべきと申し述べておきます。

○中野委員長 この際、石川厚子委員からもこの件について発言がありましたので、各会派、また無所属からも何らかの発言がございましたら、そういったものについても受け付けたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 今の石川厚子委員の発言の中で、賛否が拮抗している課題については慎重な判断が必要であると、そういうような御発言がございました。今の御意見の御趣旨として、私としてはお伺いさせていただきたいと思っております。委員長の裁量に委ねたいと思いますが、当該御意見の趣旨でございますが、既に採択された陳情の内容である国旗・市旗掲揚自体を問題として、これをやめさせることを目的としたものであるのか、あるいは、議長の議事運営という手続上の瑕疵を問題視することを目的としたものであるのか、いずれであるのかを明確にさせていただく必要があると思います。

○石川厚子委員（共産） 今の高橋ひでとし委員の発言は私への質問というふうに受け取ったんですが。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 私のほうから今申し上げたとおり、委員長に対して、質問の趣旨が分からないので、その点を明らかにしていただきたいという、そういう委員長に対する御質問でございます。

○中野委員長 私の受け止めとしては、今の石川厚子委員の発言に対しての質問と受け止めました。この際、重要な案件だと思っておりますので、各会派及び無所属の御了解がいただけるのであれば、この場で、議会運営委員会としての委員間討議として扱って、このまま委員会を続行するというようなことを考えているところでありますが、各会派等の御意見をお聞きした上で、先ほどの高橋ひでとし委員の発言の取扱いを考えたいというふうに思います。

それでは、大会派順にその旨確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 委員間討議につきましては、従前より、議会の改善・要望事項として、強くそれを進めるべきだと、そういう御意見、他の会派からもございましたところで、積極的に、もし本件について委員間討議を行うということであれば、当会派としては賛成させていただきます。

ただ、今の御質問というのは、あくまで、質問の趣旨がよく分からなかったという、その点についての委員長に対する私からの御質問でございますので、委員長の議事運営権の範囲内で、当該質問の趣旨に対する内容を明確にするよう石川厚子委員に対して確認をしていただくということは、権限の範囲内であるというふうに考えますが、その点について明らかにした後、もしそれが難しいということであれば、委員間討議等について賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○中野委員長 公正、公平な委員会運営をしていくという観点からも、自民会議からの質問を受け付けて、共産と自民会議のやり取りだけを行うということについては望ましいというふうには思えないので、全体からこの関係について御意見があれば頂戴したいということで、先ほど、委員間討議について私のほうから発議をさせていただきました。

その旨について、引き続き、各会派等の賛否を確認させていただきたいと思います。

今の高橋ひでとし委員の発言は、賛成していただけるというふうに受け止めたところでございますが、よろしいですか。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 賛成自体はしているのですが、議事運営権、委員長の権限の範囲内で、質問の趣旨が明らかでない場合には、その質問、もしくは意見の趣旨が明らかでない場合には、その意見について明確にするように、委員長権限の範囲内でできるんじゃないかと思います。

が。

○中野委員長 そうしたら、ちょっとこの部分だけに関して、後に扱いたいと思います。

まず、私の提案について、各会派等に意見を確認させていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） ただいまのところ、どの点についての委員間討議を行うべきなのかが明確ではありませんので、反対させていただきます。

○高花委員（公明党） 今、石川厚子委員から突然、議長の報告に対して述べられたわけですが、委員間討議は、何をもって委員間討議をするのかっていうことが明確でなければ、ただ、おのおのの個人的な意見を言うだけの場になってしまう可能性もありますので、そこをはっきりとした上で、また采配をしていただいたほうがいいと思います。

○石川厚子委員（共産） 私どもの会派といたしましても委員間討議は活発にやるべきとは思っておりますが、今、何をもって委員間討議をするのかはっきりしたいといったような発言もありましたので、委員長のほうから、この点について委員間討議をしたいということをはっきりさせていただければ、私どもも参加させていただきたいと思います。

○塩尻委員（市民連合） 先ほどの石川厚子委員の御発言の内容に対しましては、私としては、ある程度趣旨を明確に理解したつもりでございましたので、それに対して委員間討議が必要かと言われると、必要ないのではないかなというふうに思います。

○横山委員外議員（無所属） 委員間討議の議論の前に、議長からあった発言に対して議運として何を判断するのか、議論するのかっていうのが、私は明確じゃないんじゃないかなということが1点あります。

それと、私は各派会長会議の議論については全く分かりませんので、今日唐突に提案をされたのではないかという受け止めでいますので、それがどう扱われるのか、議長の権限で、明日、掲揚を実行するという宣言なのか、議運に諮られていることなのかどうか明確になっていないので、そのところが明らかにならないと委員間討議の意味もなくなるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと感想も混ざっていますけども、私は、まず、各派会長会議で議論されたことが分からないということだけお伝えをしておきたいと思います。

○中野委員長 それでは、いずれにしても、委員間討議については賛否がそろいませんでしたので、見送りたいというふうに思います。

その上で、議長報告に対して、石川厚子委員のみが発言、質問したというような状況でもありますので、先ほどの高橋ひでとし委員からの発言について、もし共産さんのほうで答えができるようであれば、その趣旨を明確にしてほしいという発言でありましたので、共産さんに、その旨回答ができるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○石川厚子委員（共産） 私は、あくまでも議長の報告に対して質問しました。そのことに対して質問を受けるという形になれば、これはやはり委員間討議という形が必要になってくるのではないかと思います。

○中野委員長 それでは、今の石川厚子委員のお答えの私の受け止め方としては、高橋ひでとし委員からの質問についてお答えをする用意、そういったつもりがないと受け止めをさせていただいたので、この点については以上というふうにさせていただきます。

その上で、他の会派から、議長発言に対して御発言があれば、承りたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋ひでとし委員（自民会議） それでは、議長報告に対して御質問申し上げます。先ほどの報告の内容ですが、当該内容というのは、陳情について、議場における採択がなされた後、その実施について手続が履践された結果、それを実施すると、そういうような御趣旨で、これまでずっと会長会議で討論を重ねて、その討論がしっかり充実したので、最終的な結論を出されたと、そのような御趣旨でよろしいでしょうか。

○福居議長 そうです。１０月１０日にそれが議決を得てから、先ほど言ったように、１２月５日から９回にわたって会長会議で議論を進めてまいりましたが、意見の一致を見ないという形の中で、今回、そういう形にさせていただいたという形でございます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 陳情につき、議場における採決がなされたにもかかわらず、それを、議場における掲揚を実施しないということは、私は、議会制民主主義を侵害するおそれがあると、そのように考えます。したがって、議長が行うということは議会制民主主義に沿う行為と思いますが、その点に対する御意見をお伺いいたします。

○福居議長 高橋ひでとし委員が言うとおり、地方議会の最高議決機関は議場における採決でございます。議場で決まったことを履行するのが基本的に私の務めだと思っておりますので、今回こういう形で報告させていただきました。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 最後にもう一つだけ、議長に御質問申し上げます。先ほどの報告についてでございます。

賛否が拮抗している課題であるとか、そのような理由から、議場において採決がなされた、そのような議案につきまして、その後の会長会議において、それを実行しない、そのような結論を導くということは、それは、少数者の特定の意見というものを多数者に対して強要する、そういう行為になり、絶対主義的な極めて危険な思想であるというふうに私は考えますが、その点、議長の見解をお伺いして私の質問を終わります。

○福居議長 拮抗していても少数という形もあるかと思いますが、議会制民主主義では、賛成多数をもって表決されて議決されたものを最大限優先するという考えには変わりありません。

○中野委員長 そのほか、御発言ありますでしょうか。

○高花委員（公明党） この中で会長会議に出た者として発言をさせていただきたいと思いますが、本当にいろいろ議論し、事務局も全国的な調査をし、その資料をもって、また、会長会議でもいろんな話をみんなでしてきましたけれども、最終的には本会議場で、この議運に付託された陳情がきちんと採択されたということを覆すようなことは、今後のいろんな採択の在り方に影響を与える可能性があると思います。

会長会議でも言わせていただきましたけれども、僅か１人の差で、今回、原案に対して採択された、ここは重みがあると思っております。だから、なぜこのようなことになっているのか不思議でなくて。全会一致じゃないことを、なぜ本会議で採択されたのかっていう、そもそも論が覆されてしまうような気がいたします。私は、この件に関しては、きちんと本会議場という場で採択されたことを考えていくべきだと思いますし、この議運に付託された陳情に関して意見を述べるに当たり、全国各市議会でも出された陳情の議会の内容を見せていただき、記録も読ませていただきまし

た。必ず反対する市議会もありました。全会一致ではないということも会長会議でも言わせていただきました。それでも、本会議場で採択されたことをやはり遂行していくということも言わせていただきました。このことだけは、先ほど横山議員から、会長会議で何があったのか分からないというような御意見もありましたので、報告させていただくのと、また、今後の運営に支障を来す可能性もあるということを述べておきたいと思います。

○中野委員長 そのほか、御発言ありますでしょうか。

○横山委員外議員（無所属） 改めて議長に質問したいと思います。よろしいですか。

各派会長会議に諮ったんですか。どういう意図で各派会長会議で議論がされたのかがまず分からないです。各派会長会議で了解を求めたいということだったのかどうかということがまず一点と、各派会長会議に、少なくとも私は参加をしていませんし、議論の経過は何も、公式には聞いていませんので、そのことをこの場で発言されるっていうことにどういう意義を持たせようとしているのか、議長の意図がよく分からない。やりますから聞きおいてくださいってということなのか、議会運営委員会に諮られているってということなのか、その点をちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

○中野委員長 今の発言は議長に対する質問でありましたので、議長からお答え願います。

○福居議長 最初から掲揚するということを目的として、掲揚の仕方についてを各派会長会議の議題に上げたというのが最初の流れだと思います。そこからいろんな意見が出てきて、他都市の事例ですとか、いろんな形で、そういったものを議会事務局のほうでそろえていただいたり、そういったものを資料として会議をしていった中で、9回の会議を開催して、意見の一致を見なかったもので、その中では、掲揚の仕方ってということより、掲揚が反対だという形の中で意見の一致を見ることがなかったので、9回の開催の中で、それを打ち切らせていただいたということだけでございます。

○横山委員外議員（無所属） 掲揚の仕方も私は説明を受けていないので、どういう掲揚の仕方をするのかによっては、ちょっと考えなきゃならないことがあると思うんです。それも、私は明らかにされていないので、その点についても教えていただかなければならないかなと思います。

○福居議長 掲揚の仕方については、議長席の後ろに掲揚する、逆ハの字か、クロス的な形か、もしくは、議場の上からつるすような形という、いろんなパターンを想定して、その他都市の事例も紹介しながら、写真も見ながら、掲揚を御紹介したというのがこれまでの流れでございます。

○横山委員外議員（無所属） その掲揚の仕方であればお伺いしたいことが1点あります。

慣例的に、本会議場で質疑等をする際に、理事者側に一礼をし、議長に一礼をしていると思うんですけども、議員の中には、議長の後ろに国旗が掲揚されていることで、そこには頭は下げたくない、そういうお考えの方がいらっしゃる時に、あの議員は議長に頭を下げなかったというようなことが指摘されるんじゃないかという、そういうおそれを抱く懸念もあると思うんですけども、そうなった場合に、議長に頭を下げなくても、それについては一切、特に何もとがめ立てされるものではないということを確認させていただきますでしょうか。

○福居議長 それぞれの政治信条とか思想とか、いろんなことがあると思いますけども、私に拝礼というか、挨拶しなくても、それは構わないと思います。国旗に拝礼することが嫌だということと間違われてしまうんじゃないか、誤解を受けてしまうんじゃないかというのであれば、私にそのことは不要だと私は思っております。

以上でございます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 議長に質問しますが、どうして議長が今日報告するに至ったか、その背景事情、経緯についてなんですが、もしかしたら横山議員が一部、失念されておられるような点もおありになるかと思いますので、その点について明らかにするという趣旨でも、議長に御質問させていただきます。

当該陳情について、議場で採択された後に、その後の具体的な手続、それからどのような形で掲揚するかという点については、議会運営委員会散会後に、委員長から、議長に一任する旨の発言があり、それに対して特段の異議が述べられず、議長に一任された、そういうような経緯があったと記憶しています。その後、その他の会派及び無所属議員を含めて、一切その点に対しての異議が述べられずに今日まで至ったと、そのような背景事情があるというふうに私は認識していますが、その点についていかがでしょうか。

○福居議長 採択された後の議会運営委員会散会後において、中野委員長が、議長において会長会議のほうでこの掲揚については取り計らいをお願いしますという形で言われたことを記憶しております。そのときには、どの会派も反対する意見がございませんでした。

○高橋ひでとし委員（自民会議） その際、無所属議員である横山議員もいたかどうかについて、記憶の範囲で結構です、お知らせいただければと思います。

○福居議長 横山議員は私のちょうど左の目の前の席なんですけども、基本的に、議運の席に横山議員はオブザーバーとして毎回出席しておりますので、記憶はございませんけども、横山議員もいたように思います。

○塩尻委員（市民連合） 委員長に質問です。散会後の発言ってどれほど効力があるんでしょうか。

○中野委員長 散会後の発言については、効力等については、極めて限定的だというふうに思っております。周知の範囲かなというふうに思っております。

○江川委員（民主連合） 1点議長に確認をさせていただきたく思います。

ただいまの高橋ひでとし委員からの発言に対して、今、散会後の発言で、各派会長会議に付託されたというような発言があったかと思うんですが、その答弁で間違いなかったでしょうか。

○福居議長 全くそうじゃなくて、今後そういうような運びになるという意味合いで、中野委員長のほうから私のほうに報告というか発言があったように私は記憶しております。

○江川委員（民主連合） 今の部分でちょっと分からなくなったので、委員長に確認をしたいと思います。今、議長に一任したのはいつの段階だったんでしょうか。代表者会議の中の会議中の部分だったのか、あるいは議会運営委員会であつたり、そういったところでの発言だったのか、その点を確認させてください。

○中野委員長 第3回定例会の閉会日、本会議が10月10日で行われました。その最終議運が10月8日でありましたので、その場所には今日のこのメンバー全員が出席しておりました。そして、その最終議運の散会後の協議の中で、私のほうから申し上げましたので、タイミング的には10月8日のタイミングでありました。高橋ひでとし委員のほうからもありましたような発言をさせていただき、各会派からは、散会後の協議ではありますが、その旨、私の発言に対して、特段の異論を唱える、また質問、そういったものはなく、散会後でありましたが、各会派及び無所属に了承いただいたというような受け止めをしているところであります。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 散会後または休憩中、つまり、会期中かどうかという点については、これはあまり正直、問題ではなくて、形式的な議論であって、それに対する異論があったかどうかということと、それからその後、各派会長会議がその結論に基づいて実施されたかどうか、この点が非常に重要ではないかと私は考えます。結果として9回会長会議が開かれて、その中で、当該、議長に一任されたというその問題が、9回にわたってしっかり議論されてきたと。その経緯こそが重要ではないかと思いますが、その点に対する委員長の見解を伺います。

○中野委員長 ここで今議論があったとおりの経過であったのは、これは事実だと思います。ただ、公式なものか非公式なものか、そのことについても、事実、まず、各会派等にお諮りをした、尋ねた場面というのは非公式なところでございますので、ここを私に問われた場合、先ほどもありました、どこまで効力があるのかというふうになると、これは極めて限定的であり、周知の範囲かなというふうに思っておりますので、この考え方を超えるものではないというふうに思っておりますので、その判断については、各会派及び無所属が判断するものかなというふうに思っております。ただ、その周知の範囲において皆様にお尋ねをしたときに、各会派及び無所属から、私のお尋ねに対して、質問も異論もなく、それではそのように扱うということによろしいでしょうかという趣旨の発言を重ねてさせていただいたとき、了解を得たというように記憶をしております。重ねてではありますが、そのことが、経過として何らかの効果を持つかどうかということについては、その限りではないというふうに考えているところであります。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 最後に一点だけ。これは議長に、報告に関連してお聞きしたいんですが、今、議会運営委員会において、公式また非公式において、議長に一任する、そういうことがあった、この事実は認定できると。それに対する異論が何一つ、この場においても、さらに、その後も述べられなかったという可能性についての指摘がございました。

議長にお聞きしたいのは、当該会長会議において一任されたとされる事項について、9回にわたってこれまで会長会議が行われていると。その中で、そもそもこれを会長会議で議論すること自体がおかしいんじゃないか、非公式なものだから、これはそういう議論をすべきじゃないんじゃないか、そのような趣旨の意見が会派の代表者、代表の方から述べられたという事実が一回でもあったかどうか、この点についてお聞きして、私の質問を終わります。

○福居議長 それについては、ちょっと後から述べますけども、中野委員長が散会後に発言をしなくても、私自身は、この案件については、会長会議で取り計らうべきでないかなと思っていたところでございます。その理由というのは、国旗掲揚の問題については、その性格上、実務的な協議とか制度的な検討等を要するものではなく、その特殊性や緊急性ということに鑑みると、各会派会長会議で直接協議していただいたほうが迅速で深い議論ができると考えたところであります。

当初は、最初のほうは、掲揚の仕方云々かんぬんとか、いろんな資料を集めてくださいみたいな話の中で、途中で、それはおかしいんじゃないかという意見が、1回は出たように記憶はしておりますけども、もうそれは、遡って、先祖返りした議論なので、それは違いますよっていう話の中から会長会議を続行して、話合いが続いたという経緯がございます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） ちょっともう一点だけ。その会長会議の中における議論の中身なんですけれども、先ほど私が質問したような趣旨で、要するに、その手続として、賛否が拮抗しているようなものについては、それは、会長会議の中で議論すべきでないという、そこが問題のポ

イントだったのか、それとも、そもそも議場に国旗、市旗を掲揚するのはおかしいと、そういうような趣旨の議論が主だったのか。会長会議における議論のポイントはいずれにあったのかについて、可能な範囲で結構です、御教示いただければと思います。

○福居議長 記憶の範囲で構いませんか。（「結構です」と言う者あり）

拮抗しているっていう話の中身については、議運では反対だったんだけど、本会議場で採択されたんだから、少数意見だからそれを尊重すべきだっていう議論は、その会長会議の中でございました。しかるに、最初から反対する立場の方々は最後まで反対でございますし、またほかの会派において、時期尚早という会派も何会派もあったように記憶しております。

○高花委員（公明党） 10月10日の本会議でこの陳情が採択された、そして、会長会議では、どのように国旗を掲揚するのか、どの場所に掲揚するのかという、そのことについて委ねられたので、会長会議で話し合いを始めたと思います。ところが、何回かやっていく中で、掲揚に対しての云々が結構長引いて、どの場所に、つり下げるのか、ポールで立てるのか、その部分の議論の時間は非常に少なかった。掲揚するかしないかということに時間を多く使ったという印象を私は持っています。

○中野委員長 そのほか、各委員、無所属議員のほうから発言ありますでしょうか。

○石川厚子委員（共産） 議長にお尋ねしたいんですけども、先ほど、議長の発言の中で、中野委員長から議長一任ということも関係なく、自分で議題にしたい重いテーマだというふうに考えていたという発言があったと思うんですが、それは議長の権限の範囲内に収まるのかどうなのか、議長の権限についてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○福居議長 私の権限というお話でございまして、法的根拠は何かということだと思うんですけども、地方自治法第104条に規定する議会事務の統理権に基づくということが掲載されております。議会事務の統理権とは、議会の運営を行っていく上で生ずる様々な事務を統括する権限で、議長はこれに基づき、議事日程の作成や議案の整理、会議録の調製、図書室の管理など、議会運営に伴う一切の事務を掌理すると解されております。議場への国旗掲揚は、議場の使用管理に当たるものであり、この権限の範疇に属するものと理解しております。

以上です。

○高橋ひでとし委員（自民会議） すいません、もう一点だけ、議長に御質問させていただきたいんですが、議長権限があるかどうかということ、それは別として、公式また非公式にせよ、議会運営委員会の委員長からの一任を受けて、今回の会長会議が事実上スタートした、その事実については間違いないでしょうか。

○福居議長 私自身の思いも言いましたけども、中野委員長の言ったことを受けて、そういった形の会長会議を開催させていただきますということで、各会派の会長に、国旗掲揚、市旗掲揚について会長会議をさせていただきますという招集に同意して、皆さんお集まりいただいたと思っております。

○塩尻委員（市民連合） ちょっとお尋ねしたい点がありまして、御発言があった共産さんか、議長のほうでお答えいただければと思うんですが、過去に陳情で採択されたものが実施されなかった事例がある、その内容はこういったものなのかということや、やはり、そこには何か賛否が拮抗していてできなかったのか、何か理由があるのか、そういったことがあればお伺いしたいと思うん

ですが。

○福居議長 会長会議で一致しなかった事例で、過去にどんなものがあるかっていうのは、平成26年の職員給与の改定で期末手当が0.15か月分の引上げがなされることに伴い、議員の期末手当の取扱いが全会派一致に至らなかったという事例がございます。会長会議では協議は終了することとして、その後、動議で、議員の議員報酬に関する条例の改正案が提出されたという事例がまずあります。人事案件におきまして、令和4年度の副市長の選任について、当時の無党派Gから同意できない旨の意向があり、議長からその旨を理事者に伝えることとして、その後、理事者から同内容の議案が提出されております。近年では、令和5年度の功労者表彰に関して、共産から、現時点では判断できないが本会議で質疑をしたいという意向が示され、議長からその旨、理事者に伝えることとしました。その後、理事者から同内容での議案が提出されて、会長会議では一致を見なかった例があつて、また最近では、南さつま市議会との交流促進に係る合意書の締結ということに関しても、意見の一致は見ませんでしたけども、議員派遣を実施することで、それが全会一致になったという事案がございます。

○塩尻委員（市民連合） 会長会議での賛否ということで、陳情という形ではないということかと思います。で、何だかんだ、結局、今のお話、御発言を聞くと、どこかで妥協点を見つけたり、そこで合意形成を図る議論がされて、最終的には合意に基づいて話が進んでいくような努力といいますか、協議がなされたかと思います。今回は、会長会議でも最後までずっと平行線をたどっているところで、どこかで妥協点を、ここならいいねっていうところを求めていくことはできないのかなと。

先ほど、高花委員からもありました、議論されていた内容がどう掲揚するかじゃなくて、掲揚するかしないかに重きが置かれていたってなると、そこじゃなくて、どう掲揚するかっていうことをもっと協議、時間を割くべきではないかと思いますので、そう考えると、今すぐに掲揚というよりは、もうちょっと、どう掲揚するかっていう協議をすべきではないかと。特に、議場のほうは、デザインを考えて建設されて、設置されておりますので、そこに対してどう掲揚するかっていうことは、とてもデザイン性に対して重要なのがあると思いますので、もうちょっと、どう掲揚するかっていう協議をしていただきたいなと思うんですが。

これは、誰に聞いたらいいですか、議長に御質問してよろしいですか。

○福居議長 掲揚の仕方については、最初から、こういう形でという提示をさせていただきました。3種類ぐらいあつて、そういった議場に合った掲揚の仕方っていう議論もあつたんですけども、それが1回目、2回目の会議ではあつたんですけど、その後は、その例示、ほかの都市との比較をすると、その議論が、掲揚しない議論のほうに毎回なつて、それで、また次の宿題が出されて、次の会長会議に延びるという経緯がございました。そういったものが約9回続いたので、議場の掲揚についての議論は少し少なかったと思いますけども、でも、もともと3つの掲揚方法しかなかったもので、それに準じて、今の旭川市議会議場でお金をかけない方法で掲揚したいと私自身は思っております。

○塩尻委員（市民連合） すいません、追加で御質問です。

最終的に、掲揚するかしないかの議論が続いて、その話が打ち切りになったという感覚なんですけども、それを打ち切ることはいいのではないかなと思うんですが、その後にやはりもう一度、どう掲

揚するかを協議すべきではないかと思うんですが、議長に御質問させていただきたいと思います。

○福居議長 掲揚してみて、それが不細工ですとか、これが旭川市議会に合っていないという意見がまたあるのであれば、またそのことについては会長会議で、掲揚後にやってみたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 議長に御質問します。

結局、議長としては、ずっともう掲揚するっていう前提で、そのやり方、手法について、具体的なその方法論を会長会議で議論したいと、その点について具体的な御提案もずっとしてくださっていたと。それにもかかわらず、そもそも掲揚すべきでない、そのような意見が出てきてしまって、結果として、議長自体が、掲揚の手法についての議論を適切に行うことが難しくなっていた、そういうような実情があったという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○福居議長 高橋ひでとし委員の言うとおりでございます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 最後に、議長として、当初の一任された事項であるその手法について、毎回、しっかりその手法について議論しようという、そういう努力をされたかどうかだけお聞きしたいと思います。

○福居議長 途中でその議論がちょっと、高花さんが言ったように、掲揚しない方向に軌道修正されそうになったんで、それはやはりおかしいよってということで、軌道修正は、やはり最初から、その10月10日の採決によって議場に掲揚するって決まったことについて議論しましょうというふうに軌道修正したように記憶しております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 結論として、しっかり議長として、その掲揚の手法、形について議論した、そういうような認識を現在持っておられると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○福居議長 そのとおりでございます。

○塩尻委員（市民連合） もう一度確認なんですけども、会長会議での賛否ではなく、陳情として採択されたものが実施されなかった事例っていうのがあるのか確認したいと思います。

○中野委員長 2月12日の会長会議でそういったことが協議をされております。会長会議のフォルダの中にも資料がアップされておりますが、議会運営委員会に付託され本会議で採択した請願・陳情について、直近10年間のものを3例挙げております。一つが、平成29年第1回定例会で、件名については、陳情第20号、政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開についてという案件です。もう一つが、令和元年の第2回臨時会に付託され、議決されたのが令和2年の第1回定例会で、これについては、陳情第2号、議会傍聴に関することについてということであります。もう一つが、議決された時期が令和4年の第4回定例会、陳情第12号、委員会におけるインターネット中継についてということで、直近の10年間でこの3つの扱いがありました。

いずれも、その後の対応としては、全会一致で決定をしているということでありまして、陳情後の扱いとして決まらなかったという内容は、直近10年間ではないというような状況であります。これまでの10年間の経過の中で、議会運営委員会に付託をされた陳情案件で全会一致をもって決まらなかった案件というのはないというのが状況であります。

○塩尻委員（市民連合） やはり、ここ直近10年では、必ず最終的には全会一致になっていると。やはりその間にはいろんな協議があって、どこかで妥協点があったんじゃないかと思います。先ほどと重複するので悩んだんですけども、やはり、どこかで妥協点を求めるべきじゃないかと思うんですが、その辺りについて、議長にもう一度伺いたいなと思います。

○**福居議長** 塩尻委員の言うように妥協点が見つけれればよかったんですけども、9回の会合の中では妥協点がなかなか見つからずに、他都市の国旗掲揚に関しても、全会一致をもって掲揚しているということが少なく、そういった中で、最終的には、議長判断ですとか、議会運営委員会で決まったこととして掲揚されているという事例があったんで、本当は妥協点を見つけられる形なんですけども、9回の会議と、議決を受けてから約半年たっている中で、やはりどこかで結論を出さなきゃいけないという形で、今回の報告をさせていただきました。

○**江川委員（民主連合）** 先ほどから、いずれも様々な点での議論が今この場で行われていることと思いますので、今回の議長の報告に関しては、当会派としては持ち帰って、ぜひ検討させていただきたいと思うんですけども、委員長のお考えをできればお聞かせいただきたいと思います。報告とはいえ、これだけあるので止まらない気がします。

○**中野委員長** たまたま今、共産さんから質疑がありましたので、公正、公平な議会運営の都合上、各会派等にも同じような対応を求めたところであります。決して議論の場ではありません。この案件というのは、議長から報告を受けたということでもありますので、持ち帰りが発生するものではありません。この質疑の最終的な終結を見た場合には、私のほうからは、その旨御承知おき願いたいということを皆さんにお知らせするのみの案件でありますので、御理解いただきたいと思います。

そのほかにありますか。

○**塩尻委員（市民連合）** これは可能なのか分からないんですけども、委員長にお願いします。国旗掲揚に関して、賛成している会派、反対している会派は明確だと思います。反対している会派に対して、掲揚するかしないかの協議については打ち切りますと、それは結構ですけども、どのように掲揚するかを協議することができれば、その方向で掲揚することには反対しないと。どう掲揚するかを協議するというところで納得していただけるのであれば、そのように進めるべきではないかと思うんですが、委員長として諮っていただくことは可能でしょうか。

○**中野委員長** この部分については、今、協議をしているわけではありません、繰り返しではありますが、私の判断というよりは、もう既に各会派の了解を得た下で、会長会議でこの間、9回の協議をしているものでありますので、今の塩尻委員の発言をもって私に判断を仰ぐとか、もしくは議運に振り戻すとか、そういったことの手続については、かなり、過去の例からも無理があると思っておりますので、既にこの件については会長会議の中で議論が行われているものと承知しているところであります。

そのほか、よろしいですか。

○**横山委員外議員（無所属）** 議論の場ではないということで、今、伺いましたので、ちょっと思うところを一つだけ述べさせていただきたいのは、掲揚の是非については、この場でしゃべるつもりはないんですけども、少なくとも各派会長会議で議論されるような中身だったんだろうということとは推測されますけども、その議論に参画できない一人として、その議論の経過が、中身が明らかにならない段階で、一方的にこうやりますということを宣言されるようなことには非常に納得できない思いがあります。それだけ議論があったものについてであれば、こういう結果だったということとを丁寧に、少なくともお伝えいただく必要があったんじゃないかなというふうに思いますが、会派に入っていない無所属議員ですし、議運にも入っていない委員外議員だから、それはそういう扱いでいいんだということなんであれば、それは仕方がないことなんですけども、私としては納得はいつ

ていません。

それから、会長会議の議論は詳細を知りませんので何とも言えませんが、ただ、掲揚の仕方ですぐに議論が生じたということは、掲揚の仕方によって様々な疑念が生ずるケースだということだと思います。陳情採択のときに、私は意見を言ったと思いますが、思想信条の自由に関わることは、その人間がどのような信条を持っているかを明らかにすることを強要されることも、思想信条の自由を侵すということになるという判断をされていると思いますので、先ほどちょっと議長に伺いましたが、議長の後ろに旗があることで、そこに何らかの対応、態度を取られることが、それにつながるというおそれがあるということは十分議論されなければいけないことだと私的には思います。そのことについては申し述べておきたいと思います。

以上です。

○中野委員長 それでは、本日は議長から報告を受けたということで御承知おきいただきたいと思っています。

それでは、本日予定をしておりました議事については、以上となります。

これをもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午前11時20分